

# 団体包括加入細則

## 第1条 (団体加入)

- 1 2名以上の複数名の集団で同時に機構への入会または会員期間の更新を希望する場合、包括的に手続を行うことができる。
- 2 この手続を団体加入・更新手続といい、複数名の集団を団体という。

## 第2条 (団体本会員)

- 1 団体を代表し手続を行うものを団体本会員(担当者)という。
- 2 団体に所属するものの入退会手続き、事務連絡、会費・入会金・事後分担金・事務手数料の支払等はすべて団体本会員を通じて行う。
- 3 カバレッジ制度の利用、事後分担金の支払い義務などは、各団体会員個人に帰属する。

## 第3条 (団体会員)

- 1 団体本会員により入会手続が行われた者を団体会員という。
- 2 団体会員は本機構会員として個人会員(本会員)と同等の権利及び義務を負う。

## 第4条 (要件)

団体として入会・会員期間の更新を希望する団体は、以下の要件を満たさなければならない。

- 1 下記の金融機関の口座登録があること。
  - (1)入会希望者人数に4,000円を乗じた金額以上の口座残高のある、都市銀行・地方銀行・信用金庫及びゆうちょ銀行等の金融機関において、口座振替手続登録可能な金融機関口座があること。
  - (2)団体での支払を保証するための、団体本会員個人名義の金融機関の口座があること。
- 2 事務管理能力  
適切な会員管理及び事務遂行能力のあること。

## 第5条 (団体契約期間)

- 1 団体として入会・更新手続が完了した日から1年間を団体契約期間とする。
- 2 団体契約期間の終了時に団体として更新手続を行うこととする。
- 3 団体会員の契約期間は団体本会員と同一とする。

## 第6条 (団体会員の入会金・会費金額及び割引)

- 1 10名以上の団体については、10%の割引を行い、団体会員の入会金・会費はそれぞれ1,980円(税込、以下同じ)とする。
- 2 2名～9名の団体については、団体割引の適用はなく、入会金・会費はそれぞれ2,200円とする。
- 3 上記団体割引金額の適用は、団体契約期間開始日の人数により決定され、団体契約期間中の変更は行わない。更新時に団体会員数の増減があった場合、人数による割引金額の適用または非適用を行う。
- 4 事後分担金に関しての割引は行わない。

## 第7条 (途中入会)

- 1 団体契約期間内であれば、団体本会員は、新たに本機構への入会を希望するものを団体会員として入会手続することを可能とする。この手続を途中入会という。
- 2 途中入会者の会費は入会月から団体契約期間満了月までの月数割とする。この場合、途中入会日・団体契約期間満了日の日付は考慮せず途中入会日・団体契約期間満了日の属する月数で決定する。
- 3 途中入会者に適用される割引などは、その団体契約期間開始時に設定された金額が適用される。期間中に会員数の増減があった場合でも入会金・会費の金額は変更しない。
- 4 途中入会加入者の会員期間は、団体本会員と同一とするため入会月から団体期間満了月までの月数割とする。月数割の年会費金額は本細則の末尾の付表1および2の通りとする。
- 5 途中入会において、入会金・事後分担金の月数割は行わない。

## 第8条 (途中入会者の事後分担金の算出)

途中入会した団体会員の事後分担金の算出においては、所属する団体契約期間の初日が属する計算期間に算出された事後分担金を支払うこととする。

## 第9条

団体会員の会員期間を団体契約期間期限と同一にするために、2022年4月1日以降に次年度更新を行う団体会員の会費を団体本会員期間までの月数割とする。各月数に対応する会費金額は付表1および2の通りとする。また、同日以降に途中入会する団体会員の年会費を月数割とする。

付則 この細則は2008年1月1日制定し、同日より施行する。

付則 この細則は2021年12月1日改正し、2022年4月1日より施行する。

付表1 途中入会者の月割会費表(会員数10名以上の場合 / 金額単位:円 / 税込)

		途中入会月											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
団体 契約 満了 月	1月	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165
	2月	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330
	3月	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495
	4月	495	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660
	5月	660	495	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825
	6月	825	660	495	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990
	7月	990	825	660	495	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155
	8月	1,155	990	825	660	495	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485	1,320
	9月	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165	1,980	1,815	1,650	1,485
	10月	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165	1,980	1,815	1,650
	11月	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165	1,980	1,815
	12月	1,815	1,650	1,485	1,320	1,155	990	825	660	495	330	165	1,980

※入会金は月数にかかわらず一律1,980円(税込)

付表2 途中入会者の月割会費表(会員数2~9名の場合 / 金額単位:円 / 税込)

		途中入会月											
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
団体 契約 満了 月	1月	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732	549	366	183
	2月	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732	549	366
	3月	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732	549
	4月	549	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732
	5月	732	549	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915
	6月	915	732	549	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098
	7月	1,098	915	732	549	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281
	8月	1,281	1,098	915	732	549	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647	1,464
	9月	1,464	1,281	1,098	915	732	549	366	183	2,200	2,013	1,830	1,647
	10月	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732	549	366	183	2,200	2,013	1,830
	11月	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732	549	366	183	2,200	2,013
	12月	2,013	1,830	1,647	1,464	1,281	1,098	915	732	549	366	183	2,200

※入会金は月数にかかわらず一律2,200円(税込)

以上